

65歳以上の方の介護保険料が13段階に変わります

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、町の高齢者人口や介護サービスの利用等を推計し、法令に基づき3年ごとに見直されます。令和6年度は見直しの年であり、国の定める基準が、所得に応じた応能負担の強化等により改正されたことに伴い、町の保険料を次のとおり変更します。ただし、基準となる第5段階の保険料は、据え置くこととし変更しません。

<見直しによる各段階保険料の変更(第5、第7段階を除く)>

- 保険料段階を現行の11段階から13段階へ多段階化
- 多段階化に伴い、第10段階以上で所得条件を細分化
- 基準額に対する割合の見直し等

<新しい保険料の反映時期>

下表の新しい段階で算定した保険料の通知は、住民税が確定した後の8月上旬に通知します。
(4月分保険料より下表が適用されますが、4月通知の保険料は見直し前の令和5年度の保険料段階で算定した保険料(仮算定)となりますので、ご注意ください。)

令和6年度～令和8年度の介護保険料(基準額:月額5,450円、年額65,400円)

段階	所得などの条件		基準額に対する割合	保険料(年額)	
第1段階	本人が町民税非課税	世帯非課税 ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.285 (月額1,553円)	18,636円	
第2段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	×0.485 (月額2,643円)	31,716円
第3段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	×0.685 (月額3,733円)	44,796円
第4段階	本人が町民税課税	世帯課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.865 (月額4,714円)	56,568円	
第5段階(基準額)			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	×1.0 (月額5,450円)	65,400円
第6段階			本人の合計所得金額が120万円未満の人	×1.165 (月額6,349円)	76,188円
第7段階	本人が町民税課税	本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	×1.3 (月額7,085円)	85,020円	
第8段階			本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	×1.5 (月額8,175円)	98,100円
第9段階			本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	×1.7 (月額9,265円)	111,180円
第10段階			本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	×1.9 (月額10,355円)	124,260円
第11段階			本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	×2.0 (月額10,900円)	130,800円
第12段階			本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	×2.2 (月額11,990円)	143,880円
第13段階			本人の合計所得金額が720万円以上の人	×2.3 (月額12,535円)	150,420円

第1～3段階の保険料は、公費による負担軽減措置により軽減されています。

問合せ先 福祉課 TEL366・7116

令和6年度 主要事業

「つながる笑顔 ず〜〜っと暮らしたいまち」の実現に向けて令和6年度主要事業は、これまで継続して取り組んできました「災害用備蓄品充実・拡充事業」や「中学校整備事業」などそれぞれの事業を基礎として、新たな事業である「ふれあいバス小型化による運行事業」や「川越幼稚園認定こども園化基本設計事業」、より効果、成果のある事業を推進し、みなさんが「住み続けたい」という「思い」を「住み続けられる実感」へとつなげ、地域全体の「共感」へと広がるようなまちづくりに努めます。

安全で快適な暮らしができるまちづくり ●新規事業 ◎継続事業 ○拡充事業

- 加圧式給水車購入 2,343万円
災害時における応急給水体制の強化のため、給水車を購入する。
- ◎災害用備蓄品充実事業 549万円
災害時において、迅速に被災者等に支援物資等を支給するため、非常食や毛布等を災害用備蓄する。

便利で活気ある暮らしができるまちづくり

- ふれあいバス小型化による運行事業 2,622万円
ふれあいバスの効率的かつ利便性の高い運行のため、小型バス車両2台を購入し、運行する。



支え合いで安心な暮らしができるまちづくり

- 子ども医療費助成事業 9,992万円
0歳から18歳までの子どもの保健向上のため、保険適用分の医療費を助成する。16歳～18歳年度末までの子どもに対する医療費を現行の償還払い方式から現物給付方式に変更する。
- 川越幼稚園幼保連携型認定こども園化改修基本設計事業 1,282万円
川越幼稚園の認定こども園への移行に向けた基本設計を行う。
- ボランティア活動拠点施設指定管理事業 190万円
ボランティア拠点施設の管理業務と運営業務の管理全般を一括して、川越町社会福祉協議会に委託する。



人を育み心豊かな暮らしができるまちづくり

- ◎中学校整備事業 10億8,074万円
老朽化した中学校校舎の改築工事を行う。
- ◎地区公民館長寿命化改修事業 4億5,278万円
地区公民館の長寿命化を図る目的で施設改修、設備更新を行うため、設計及び工事を行う。
(工事:南福崎・高松・当新田・北福崎 設計:豊田一色・天神・豊田)
- 家庭教育支援事業 102万円
地域全体で家庭教育を支え、青少年の健全育成を図るため、これまで実施してきた「あいさつ・声かけ」運動に加え、新たに「子育て応援メッセージ」の普及を行う。キックオフとして講演会を開催する。

協働と信頼のまちづくり

- 自治体システム標準化事業 4億617万円
自治体の情報システムの差異による課題を解決するため、国主導のもと、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、情報システム開発の人的・財政的負担軽減と住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化を図るため、令和7年度からの運用開始に向け、自治体情報システムの標準化を進める。

問合せ先 総務課 TEL366・7113